

平成30年9月10日現在

喀痰吸引等第2号研修

募集要項

【基本研修免除コース】

平成30年度

社会福祉法人 寿陽会

平成30年度 社会福祉法人寿陽会
喀痰吸引等第2号研修【基本研修免除コース】募集要項

1 目的

特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）附則第4条に基づく研修（第二号研修）を実施し、適切に喀痰吸引等を行うことのできる介護職員等を養成する。

2 実施主体

社会福祉法人 寿陽会とする。

3 受講対象者

(1) 原則として千葉県山武・印旛圏域に住所がある者又は所在する施設（事業所）に勤務している者

(2) 下記の研修者で研修修了証明書を保持している者

研修名	修了書名
喀痰吸引等第2号研修	喀痰吸引等第2号研修修了証明書
（介護福祉士）実務者研修	医療的ケア基本研修修了証明書
介護福祉士養成校卒業生	医療的ケア基本研修修了証明書

(3) 実地研修を所属施設等で実施可能な者

4 受講要件

(1) 実地研修機関（原則として受講生が所属する施設・事業所又は利用者宅）において実地研修を行うことができること。

(2) 原則、所属施設・事業所に、喀痰吸引等が必要な利用者がいること。

(3) 実地研修については以下の要件を全て満たしていること。

- ① 書面による医師の指示を受け、実地研修を実施することができること。
- ② 指導看護師が指導にあたることができること。
- ③ 利用者又は利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等（以下

「実地研修協力者」という) に対して研修の趣旨を説明した上で、実地研修の協力について書面による同意承認を受けることができること。

- ④ 事故発生時の対応（関係者への報告、実地研修協力者への連絡など適切かつ必要な措置及び事故対応等に係る記録及び保存等を含む。）について、体制を整備することができること。
- ⑤ 実地研修協力者の秘密保持（関係者への周知徹底を含む）等に関する規程を整備することができること。
- ⑥ 出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し保存できること。

5 受講定員

定員：15名

6 受講料

別表2の通りとする。受講料には、実地研修損害賠償保険料¥2,000円を含む。なお、実地研修に係る費用は、受講者等の負担とする。

【実地研修を履修する介護職員向け損害賠償責任保険】

賠償責任補償の支払限度額	
身体障害	1名5,000万円／1事故5,000万円
財物損壊	1事故1,000万円
管理財物	1事故300万円 (うち現金・有価証券等貴重品30万円)
人格権侵害	1名・1事故300万円

免責金額（1事故につき）	
身体障害	なし
財物損壊	3万円
管理財物	3万円
人格権侵害	なし

7 受講料の返金

受講料は原則返金しない。ただし、研修開始前にやむを得ない事情により当研修を中止する場合は、受講料を返還する。

8 実地研修カリキュラム

別表1より、特定行為を選択し、実施する。なお、申込時に行為の種類の設定を行うこと。

9 研修の一部履修免除

(1) 免除科目

「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年11月11日社援発1111第1号）2の(4)及び千葉県の取り扱い方針に基づき【別表3】の通り免除する。

(2) 免除科目の申請方法

受講申込書の提出時に記入し、研修修了証の写しまたは、認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）の写しを添付すること。

10 申込方法

次の書類を郵送または持参にて提出すること。

(1) 提出書類

- ① 別記様式1 受講申込書
- ② 別記様式1-2 実地研修体制確認書
- ③ 別記様式1-3 受講者カード
- ④ 喀痰吸引等2号研修基本研修を終了していることを確認できる書類
○医療的ケア基本研修修了証明書（実務者研修修了者・介護福祉士養成校卒業生）
○喀痰吸引等第2号研修基本研修修了証明書
- ⑤ 一部履修免除確認できる書類（該当する場合のみ）
○認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）の写し
- ⑥ 返信用封・【筒角2（かくに） 332×240mm（140円切手添付）】

(2) 提出先

〒289-1212 千葉県山武市木原814番地1
特別養護老人ホーム北総長寿苑 喀痰吸引担当まで

(3) 募集期間

平成30年10月20日（土）から平成31年2月15日（金）まで（平成31年2月15日必着）

(4) その他

実地研修を実施する際に必要となる書類については、受講決定後、実地研修の手引を確認し、提出すること。

11 選考方法及び決定

申込順により受講決定・不決定を行う。

(1) 受講通知

- ① 申込者に対して受講決定（不決定）通知を郵送により送付すること。なお、電話による受講決定・不決定に関する問い合わせには一切応じない。
- ② 受講決定通知には併せて受講の手引きを送付する。手引きに沿って受講料を指定さ

れた期間内に銀行振り込みによって入金を行う。金額の納入確認をもって申込手続を完了とする。

12 個人情報の取り扱い

申込み受講者の個人情報は個人の権利を侵害することのないよう、本研修の目的以外では使用しない。

お問い合わせ先

社会福祉法人 寿陽会 特別養護老人ホーム北総長寿苑

(担当：大木まで)

〒289-1212 千葉県山武市木原814番地1

TEL：0475-88-0411 FAX：0475-88-0451

ホームページ：<http://www.juyoukai.jp/>

メールアドレス：hokusou.soudan@gmail.com

【別表 1】 実地研修カリキュラム

喀痰吸引等第二号研修・実地研修

行 為		必要回数
たんの吸引	口腔内の喀痰吸引(通常手順)	10回以上
	鼻腔内の喀痰吸引(通常手順)	20回以上
	気管カニューレ内部の喀痰吸引(通常手順)	20回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
	経鼻経管栄養	20回以上

【別表 2】 喀痰吸引等研修 受講料一覧

基本研修を修了した研修	介護福祉士 養成校卒業生	介護福祉士 実務者研修修了者	喀痰吸引等基本研 修修了者
損害賠償保険加入	¥2,000 円		
研修修了証明書発行手数料	¥3,000 円		
受講料合計	¥5,000 円		

【別表 3】 免除科目一覧

研修区分	科目又は行為	時間数 又は実 施回数	特養 14 時間研修修了者 (*1)
実地研修	口腔内の喀痰吸引	10 回	免 除
	鼻腔内の喀痰吸引	20 回	
	気管カニューレ内部の喀痰吸引	20 回	
	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20 回	
	経鼻経管栄養	20 回	

*1. 特別養護老人ホームにおける 14 時間研修を修了し、経過措置として一定の条件の下、
口腔内の喀痰吸引を行っている者